

23監査公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成23年2月7日

福岡市監査委員	おばた 久 弥
同	黒 子 秀勇樹
同	石 井 幸 充
同	大 松 健

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第1 監査の種類、対象及び区分

1 出資団体監査

- (1) 財団法人福岡アジア都市研究所(事務監査)
- (2) 財団法人九州先端科学技術研究所(事務監査)
- (3) 福岡タワー株式会社(事務監査)
- (4) 財団法人福岡市学校給食公社(事務監査)

2 財政援助団体監査

- (1) 社団法人福岡貿易会(事務監査)

3 公の施設の指定管理者監査

- (1) ミズノグループ(事務監査)
- (2) 社会福祉法人福岡市保育協会(事務監査)
- (3) 福岡市漁業協同組合(事務監査)
- (4) 九電工グループ(事務監査)
- (5) イオンディライト株式会社(事務監査)

第2 団体の概要及び監査の結果等

(出資団体監査)

監査は、出資に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

1 財団法人福岡アジア都市研究所

(1) 団体の概要

- ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区天神一丁目10番1号
イ 基本財産 3,000万円(平成22年6月30日現在)

ウ 設立年月日 昭和63年8月1日

エ 設立の目的 都市政策に関する調査研究，知識の普及及び情報の収集，提供並びにこれらに関連する事業を通じ，地域社会の発展に寄与することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 都市政策に関する調査研究及び情報の収集，提供に関すること。

(イ) 講演会，研究会の開催等都市政策に関する知識の普及に関すること。

(ウ) 研究誌等の刊行物の発行に関すること。

(エ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員24人，職員16人（平成22年7月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は，上記基本財産の全額を出捐している。また，アジア太平洋都市サミット運営事業費として平成21年度に2,870万4,679円の負担金を交付するとともに，調査・研究事業の助成として1億3,851万1,375円の補助金を交付している。また，「国際研修の受入強化」事業研修テキスト等企画・製作業務等の委託を行い，その委託料総額は平成21年度において845万400円となっている。

なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の派遣は5人，兼務は2人である。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年5月から同22年10月まで

実施期間 平成22年9月1日から同年10月6日まで

(4) 監査の結果

監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

2 財団法人九州先端科学技術研究所

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市早良区百道浜二丁目1番22号

イ 基本財産 3億円(平成22年6月30日現在)

ウ 設立年月日 平成7年12月25日

エ 設立の目的 アジア太平洋を中心とした国際的な産学官の協調の下で，システム情報技術をはじめとして，ナノテクノロジーなどの先端科学技術並びに関連する科学技術の分野に関する研究開発，内外関係機関との交流及び協力，コンサルティング，情報の収集及び提供，人材育成等を行うことにより，地域の関連企業の技術力・研究開発力の向上及びシステム情報技術をはじめ先端科学技術等の発展と新文化の創造を図り，もって九州地域におけるシステム情報技術をはじめ先端科学技術等に係わる産業の振興と経済社会の発展に資することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 九州地域におけるシステム情報技術をはじめ先端科学技術等の分野に関する研究開発

(イ) 九州地域におけるシステム情報技術をはじめ先端科学技術等の分野に関する内外関係機関との交流及び協力

- (ウ) 九州地域におけるシステム情報技術をはじめ先端科学技術等の分野に関するコンサルティング
- (エ) 九州地域におけるシステム情報技術をはじめ先端科学技術等の分野に関する情報の収集及び提供
- (オ) 九州地域におけるシステム情報技術をはじめ先端科学技術等の分野に関する人材育成
- (カ) 九州地域におけるシステム情報技術をはじめ先端科学技術等の分野に関する産学官連携による新産業の創出支援
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員20人、職員30人（平成22年7月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち2億5,000万円(出捐率83.3%)を出捐している。また、管理運営費等の助成として平成21年度に3億3,410万231円の補助金を交付するとともに、地域ICT利活用モデル構築事業の委託を行い、その委託料総額は平成21年度において2,633万1,900円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は5人、兼務は2人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成18年10月から同22年9月まで

実施期間 平成22年9月1日から同年9月28日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 福岡タワー株式会社

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市早良区百道浜二丁目3番26号

イ 資本金 30億円(平成22年6月30日現在)

ウ 設立年月日 昭和62年10月14日

エ 設立の目的 市政100周年を記念した福岡市のシンボル並びに同市の新たな観光資源、またテレビ・ラジオ等の各種電波の集合化を目的として計画された福岡タワーの建設及び管理運営を行うことを目的とする。

- オ 事業内容
- (ア) タワー等の観光・展望施設の運営
 - (イ) 電波塔の管理運営
 - (ウ) 放送通信施設設置及び通信情報収集並びにその伝達処理に関する事業
 - (エ) 音楽・美術、スポーツその他の文化的催物の運営
 - (オ) 食堂、喫茶、売店施設の運営
 - (カ) 駐車場の管理運営
 - (キ) 不動産の賃貸
 - (ク) 前各号に付帯し、または関連する一切の事業

カ 役員及び職員数 役員15人、職員12人（平成22年7月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記資本金のうち10億円(出資率33.3%)を出資している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は1人で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成18年10月から同22年10月まで

実施期間 平成22年9月1日から同年10月1日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

4 財団法人福岡市学校給食公社

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区那の津四丁目2番5号

イ 基本財産 1,000万円(平成22年6月30日現在)

ウ 設立年月日 昭和48年2月28日

エ 設立の目的 学校給食の円滑な実施と運営を図り、もって児童及び生徒の心身の健全な発達に資するとともに地域社会の食生活改善に寄与することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 学校給食に要する物資の調達及び配給に関すること。
(イ) 福岡市の委託を受けて行う中学校及び特別支援学校給食の調理及び配送に関すること。
(ウ) 学校給食実施上必要な講習会、研究会等の開催に関すること。
(エ) 福岡市学校給食会館の管理、運営に関すること。
(オ) その他目的達成のため必要なこと。

カ 役員及び職員数 役員19人、職員109人(平成22年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち500万円(出捐率50%)を出捐している。また、福岡市立学校の学校給食運營業務の一部委託を行い、その委託料総額は平成21年度において14億9,385万995円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は1人、兼務は4人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成19年9月から同22年9月まで

実施期間 平成22年8月30日から同年9月15日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

福岡市立学校給食運營業務の委託契約について適正な事務処理を求めるもの

財団法人福岡市学校給食公社は福岡市と「福岡市立学校給食運營業務の一部委託契約」を締結し、福岡市学校給食センター等における学校給食の調理業務等を受託し、同公社の支出総額から雑収入等を控除した金額を業務委託料としている。しかしながら、同公社の職員給与及び病気休暇の取扱いについて次のような不適切な取扱いが認められた。市民の税金で賄われている業務委託料が増加することとなっているため、適正な事務処理を行われたい。

ア 同公社調理員については8月を休業日と定め給料月額の8割を支給しており、8月の休業日のうち5日間を7月に振替えて休業日とし、8月において出勤日と

定めた5日間について通勤手当を日割で支給していたが、7月分の通勤手当については月額で支給し、減額を行っておらず二重払いとなっていた。

イ 手当とは特別の業務に従事するなど、基本給に含めて支給することが不相当である場合に支給されるべきものであるが、同公社調理員に適用する給料表を定めているにもかかわらず、調理員が行う本来業務について、業務手当を日額で支給していた。また、調理業務に従事しない職場研修についても業務手当の支給対象としていた。

ウ 同公社給与規程において、調理員に適用する給料表(1~3級)を等級別に定めているにもかかわらず、もっぱら調理に従事する職員である業務係長、総括調理主任及び調理主任について、調理員以外の職員給料表を適用し、さらに本来業務である調理業務について、職務手当(係長43,200円/月、総括主任又は主任32,500円/月)を月額で支給していた。また、調理業務に従事しない8月分の職務手当を支給していた。

エ 賞与については市の期末・勤勉手当の支給率を参考に額を決定しているにもかかわらず、同公社就業規則において90日を超えない範囲で与えることができるとされている病気休暇の取得日数に応じて、賞与を減額していなかった。

オ 同公社調理員の病気休暇申請において、本人が提出した証明書に負傷日時が明記されているにもかかわらず、同証明書を根拠に、負傷する前の期間について病気休暇を承認していた。また、同証明書に記載された治癒予定期間内に出勤した場合も、改めて病状の確認を行うことなく、同一の証明書に基づいて、繰り返し病気休暇を承認していた。

カ 同公社就業規則において、病気休暇を与えることができるのは負傷又は疾病のため就業することができない場合とされているが、病院の検査を理由とした病気休暇を承認していた。

(財政援助団体監査)

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

1 社団法人福岡貿易会

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区博多駅前二丁目9番28号

イ 設立年月日 昭和49年12月7日

ウ 設立の目的 福岡地区及び周辺経済圏の貿易を振興し、地域経済の発展を図ることを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 貿易情報及び貿易資料の提供

(イ) 貿易に関する講演会、懇談会、説明会等の開催

(ウ) 海外視察団の派遣又は招へい

(エ) 外国航路及び貿易関係機関の誘致等、貿易環境整備を推進する運動

(オ) アジア経済交流センターに係る事業

(カ) その他、目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員41人, 職員 4人(平成22年7月1日現在)

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は, 運営費の助成として平成21年度に4,656万2,922円の補助金及び2,707万3,864円の負担金を交付している。

なお, 上記役員及び職員数のうち, 福岡市職員の派遣は2名である。

(3) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成17年10月から同22年10月まで

実施期間 平成22年10月7日から同年10月8日まで

(4) 監査の結果

監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

(公の施設の指定管理者監査)

監査は, 公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として, 抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに, 関係者から説明を聴取し, 必要に応じ現地調査を行った。

1 ミズノグループ

(1) 主たる事務所の所在地

ア 代表団体 美津濃株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号

イ 構成団体 日本管財株式会社 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市立博多市民プール及び南市民プール

(ア) 所在地 福岡市立博多市民プール 福岡市博多区東那珂一丁目9番15号

福岡市立南市民プール 福岡市南区三宅三丁目31番1号

(イ) 指定期間 平成21年4月1日から同24年3月31日まで

(ウ) 所管局 市民局

(エ) 施設内容

福岡市立博多市民プール

施設規模 鉄筋コンクリート造2階建

屋内プール(25m×6コース), 幼児コース(1コース), 屋外プール(幼児用プール)

敷地面積 8,539㎡

延床面積 2,002㎡

福岡市立南市民プール

施設規模 鉄筋コンクリート造2階建

屋内プール(25m×6コース), 幼児コース(1コース), 屋外プール(幼児用プール)

敷地面積 6,239㎡

延床面積 1,912㎡

(オ) 開設年月日 福岡市立博多市民プール 昭和54年7月7日

福岡市立南市民プール 昭和51年3月20日

(カ) その他 利用料金制の導入なし

イ 福岡市立博多体育館及び南体育館

(ア) 所在地 福岡市立博多体育館 福岡市博多区山王一丁目9番5号
福岡市立南体育館 福岡市南区塩原二丁目8番1号

(イ) 指定期間 平成21年4月1日から同24年3月31日まで

(ウ) 所管局 市民局

(エ) 施設内容

福岡市立博多体育館

施設規模 鉄筋コンクリート造3階建(一部4階建)

競技場(37m×33m), トレーニング室, 武道室, 弓道場(5人立),
小体育室, 健康体力相談室, 談話コーナー, 観客席(固定200席)

敷地面積 4,480㎡

延床面積 4,516㎡

福岡市立南体育館

施設規模 鉄筋コンクリート造3階建

競技場(37m×45m), トレーニング室, 武道室, 弓道場(5人立),
小体育室, 健康体力相談室, 談話コーナー, 観客席(固定208席)

敷地面積 10,988㎡

延床面積 4,532㎡

(オ) 開設年月日 福岡市立博多体育館 昭和59年3月3日

福岡市立南体育館 昭和57年3月6日

(カ) その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成21年度において福岡市立博多市民プール及び南市民プール1億6,500万円(施設修繕に係る費用1,162万8,000円を含む。), 福岡市立博多体育館及び南体育館1億4,400万円(施設修繕に係る費用883万4,000円を含む。)となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成21年4月から同22年9月まで

実施期間 平成22年9月27日から同年9月28日まで

(5) 監査の結果

監査の結果, 下記のとおり注意, 改善を要する事項等が見受けられた。

基本・実施協定書等の業務について適切な履行を行うよう注意を求めるもの

指定管理者は, 公の施設の管理を行う場合は, 当該施設の管理に係る基本協定書及び実施協定書に基づき当該業務を適正に履行しなければならない。しかしながら, 平成21年度及び同22年度の「福岡市立南体育館及び博多体育館」並びに「福岡市立博多市民プール及び南市民プール」の管理運營業務において, 次のような不適切な事例が見受けられた。

今後, 基本協定書等に定められた事項に基づき適切な履行を行うよう注意された。

ア 指定管理者の応募時に市に提出した「現地の要員配置計画」においては, 正社員

を要所に3人又は4人の配置を予定し、その結果、高い評価を得て選考されたにもかかわらず、体育館及びプールの受付等業務について、別会社に対して受付及び運営等業務の全てを再委託していた。

イ 南市民プールの日常清掃において、次のような事例が見受けられた。

(ア) 基本協定書に添付された業務の基準において、プールの日常清掃は作業場所毎に示された作業内容で行うことが定められているが、開館前の日常清掃業務のうち一部業務(ロッカーの清掃、ロッカー室及びシャワー室壁面の拭き清掃)を除いた内容で再委託しており、この一部の業務が実施されていなかった。

(イ) 同基準において、開館前の日常清掃は利用時間開始30分前の午前8時30分までに終了することが定められているが、実際には終了していなかった。再委託業者に対して指示された業務時間は午前7時から午前9時までの2時間(平成22年3月23日以降は午前7時から午前10時までの3時間)となっており、適切な再委託となっていなかった。

(ウ) 清掃業者記載の清掃日誌において、一部の場所が清掃実施されていなかったにもかかわらず、指定管理者職員によって同日誌に当該場所の清掃業務終了を示す記号が書き加えられていた。

ウ 南市民プール及び博多市民プールの水質検査において、国が示している遊泳用プールの衛生基準では毎月1回以上実施することを求めているが、平成21年4月から7月までの4ヶ月間実施していなかった。

エ 平成21年度の南体育館及び博多体育館の修繕経費については、実施協定書第5条に基づき精算報告書を市に提出し、精算を行うこととしており、その経費に執行残が生じたときは、市に返納することと定めている。しかしながら、本来、実費精算であるべき修繕経費に現場管理費等として2割から3割程度の手数料を加算して精算していた。

2 社会福祉法人福岡市保育協会

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区今泉一丁目19番22号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市立中央児童会館

(ア) 所在地 福岡市中央区今泉一丁目19番22号

(イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
平成21年4月1日から同24年3月31日まで

(ウ) 所管局 こども未来局

(エ) 施設内容 施設規模 鉄筋コンクリート造4階建

(1階) 玄関(吹き抜け)

(2階) ロビー、事務室

(3階) 工作室、体育室、幼児室、図書室、乳幼児母親ルーム、
テラス

(4階) 美術室、音楽室、集会室、研修室

(屋上) ローラースケート場

敷地面積 1,169.00㎡

延床面積 1,446.40㎡

(オ) 開設年月日 昭和45年1月5日

(カ) その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成21年度において4,852万9,516円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成19年9月から同22年9月まで

実施期間 平成22年9月9日から同年9月10日まで

(5) 監査の結果

監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

3 福岡市漁業協同組合

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区港三丁目1番75号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市立小呂保育所

(ア) 所在地 福岡市西区大字小呂島字神ノ下61番1

(イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
平成21年4月1日から同24年3月31日まで

(ウ) 所管局 こども未来局

(エ) 施設内容 施設規模 木造2階建

(1階) 保育室, 遊戯室, 給食室, 事務室, 職員休憩室,
沐浴室, 倉庫, 保育士宿泊室

(2階) 保育士宿泊室

敷地面積 1,141.14㎡

延床面積 288㎡

(オ) 開設年月日 平成2年4月1日

(カ) その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成21年度において1,126万795円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成19年9月から同22年9月まで

実施期間 平成22年9月16日から同年9月17日まで

(5) 監査の結果

監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

4 九電工グループ

(1) 主たる事務所の所在地

ア 代表団体 株式会社設備保守センター 福岡市中央区高砂二丁目10番1号

イ 構成団体 株式会社ベイサイドプレイス博多 福岡市博多区築港本町13番6号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市営築港駐車場

- (ア) 所在地 福岡市博多区築港本町14番2号
 - (イ) 指定期間 平成21年4月1日から同24年3月31日まで
 - (ウ) 所管局 道路下水道局
 - (エ) 施設内容 施設規模 S R C造5階建(2階～5階部分)
敷地面積 2,334.00㎡
延床面積 7,882.68㎡
収容台数 362台(身障者用台数2台)
 - (オ) 開設年月日 昭和56年10月8日
 - (カ) その他 利用料金制の導入なし
- (3) 福岡市からの管理料
上記の公の施設に係る管理料は、平成21年度において1,557万9,800円となっている。
- (4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間
(事務監査)対象期間 平成21年4月から同22年9月まで
実施期間 平成22年9月9日
- (5) 監査の結果
監査の結果, 下記のとおり注意, 改善を要する事項等が見受けられた。

ア 市営築港駐車場の管理運営業務について適正な事務処理を行うよう注意を求めもの

市営築港駐車場に係る公の施設の管理運営業務については、基本協定書第21条により、指定管理者は、地方自治法第244条の2第7項の規定により、毎年度終了後、施設の管理運営業務に関し事業報告書を作成し、1ヶ月以内に市に提出しなければならない。しかしながら、平成21年度の管理運営業務において、事業報告書に記載すべき管理に係る経費等の収支状況の報告を全く行っていない。

管理運営業務に当たっては、基本協定書等で規定する内容を遵守の上、適正な事務処理を行うよう注意されたい。

イ 公の施設の使用料について適正に納付するよう注意を求めもの

公の施設の使用料の納付については、その日の収納金を精算機等と照合確認の上、金庫に保管し、その日後において最初に市長が指定する金融機関が営業を行う日に、払込書により指定金融機関に払い込まなければならないこととなっている。しかしながら、平成22年度の収納金取扱事務において、収納金を収納後、自社の売上金と混同し金融機関に払い込みを行っているため、収納金と払込金額が一致していないものがあり、払込金額に不足が発生していた。

収納金の取り扱いについては、福岡市会計規則等に則り、適正に納付するよう注意されたい。

5 イオンディライト株式会社

- (1) 主たる事務所の所在地
大阪府中央区南船場二丁目3番2号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市営大橋駐車場

(ア) 所在地 福岡市南区大橋二丁目16番

(イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
平成21年4月1日から同24年3月31日まで

(ウ) 所管局 道路下水道局

(エ) 施設内容 施設規模 鉄骨造陸屋根付(地上3F, 地下1F)
敷地面積 837.32㎡
延床面積 2,935.24㎡
収容台数 120台(身障者用台数2台)

(オ) 開設年月日 昭和62年1月31日

(カ) その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成21年度において1,644万円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成19年5月から同22年9月まで
実施期間 平成22年9月10日

(5) 監査の結果

監査の結果、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

市営大橋駐車場の管理運営業務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

市営大橋駐車場に係る公の施設の管理運営業務については、基本協定書第27条によりその経理を他の業務と区別して明確にし、収支に係る諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておかなければならない。しかしながら、平成21年度と同管理運営業務において、本社で一括して全体経理を実施しているため、経理簿や領収書等の支出証拠書類が整備されておらず、指定管理業務に関わる最終の支払状況が確認できなかった。なお、前回の監査において、同様の指摘をしていたにもかかわらず、一旦は改善されたものの、その後、管理体制の変更に伴い経理簿等が整備されていない状況であった。

管理運営業務に当たっては、基本協定書で規定する内容を遵守の上、適正に事務処理を行うよう厳に注意されたい。